

議案第37号

大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年6月17日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大田原市大輪味噌加工場の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（使用者の資格） 第5条 加工場を使用することができる者は、食品加工をする団体であつて、<u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けた団体とする。</u></p>	<p>（使用者の資格） 第5条 加工場を使用することができる者は、食品加工をする団体で、<u>市長の同意を得て栃木県食品衛生条例（昭和45年栃木県条例第5号）第3条の規定による加工場を営業施設として営業許可を受けた団体とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。